

妻南地域づくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、妻南地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、住民相互の協力と連携及び行政と協働することにより、地域住民自らが地域住民のための住みよい地域社会を築くことを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域(以下「地域」という。)は、おおむね妻南小学校区の区域内とする。

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、西都市大字妻 1621 番地 (あいそめ館内) に置く。

(活動)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 総務広報に関する活動
- (2) 防犯防災に関する活動
- (3) 高齢者福祉に関する活動
- (4) 子育て子ども育成に関する活動
- (5) 暮らし環境対策に関する活動
- (6) スポーツ、レクリエーションに関する活動
- (7) 健康づくりに関する活動
- (8) その他目的達成のために必要な活動

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 地域に居住する住民
- (2) 地域に住所を置く事業所の職員及び地域で活動する団体の構成員
- (3) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会には、次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 若干名 |
| (3)理事 | 若干名 |

(4) 部長	4名
(5) 副部長	4名
(6) 監事	2名
(7) 事務局長	1名

2 役員には報酬を支給する。報酬額については、別途運営規定で定める。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けた時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、協議会の運営及び各部会の助言・指導にあたる。
- (4) 部長は、部会を統括する。また、部員の意見を集約し、役員会に協議するとともに、役員会の審議内容を部会に報告する。
- (5) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は、部長が欠けた時は、その職務を代行する。
- (6) 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の選出)

第9条 役員は妻南地域づくり協議会役員会の中で選出し（役員選考委員会を編成し当初の運営委員会組織を参考に（別表2）選出する）、総会の承認を得るものとする。ただし、部長は部会で選出するものとする。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局は、協議会の事務及び会計を総括する。
- 3 事務局に事務局員を置くことができる。
- 4 事務局員は会長が任命する。

第3章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、役員会、定例会及び部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 前条の総会、役員会、定例会は会長が招集し、部会は部長が招集する。

- 2 会議は、各会議の構成員の過半数の出席（委任状を含む）で成立する。
- 3 会議は公開を原則として、会議議題等は事前に周知する。

4 議決は出席者の過半数の同意を要する。

(総会)

第14条 総会は、会員の代議員をもって構成し、年1回の定期総会と必要に応じて臨時総会を開催する。

2 代議員の選出については、別表1に掲げるものとする。

3 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画・事業報告に関する事項

(2) 予算・決算に関する事項

(3) 規約の改廃等に関する事項

(4) 役員の承認に関する事項

(5) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項

4 総会の議長は役員の中から選出し、その任を努めるものとする。

5 会長は、招集する機会がないとき、その他やむを得ない理由があるときは、書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる書面表決書により行う。書面表決書の未提出については棄権したものとみなし、白紙提出は賛成に含むものとする。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、理事、監事、部長、副部長および事務局長で構成する。

2 役員会は、必要に応じて役員以外を含めて拡大役員会を開催することができる。

3 役員会は、次の事項について協議する。

(1) 協議会の運営に関する事

(2) 事業活動計画の策定に関する事

(3) 予算・決算の作成に関する事

(4) 規約の改正に関する事

(5) 部会活動の支援及び助言に関する事

(6) その他会長が必要と認めた事

(定例会)

第16条 定例会は、会長、副会長、部長、副部長、及び事務局長で構成する。

2 定例会は原則として月1回の開催とする。

3 定例会は、次の事項について協議する。

(1) 協議会、部会の活動、運営に関する事

(2) 活動計画の策定に関する事

(3) 各部間の連絡事項、協力事項に関する事

(4) その他会長が必要と認めた事

4 定例会の議長は各部長が輪番で務めるものとする。

(部 会)

第 17 条 部会は別表 3 に掲げる部毎に構成し、地域にマッチした活動方針や計画を立て、役員会ならびに定例会に提案するとともに、地域や各種団体等と協力し、地域住民とともに活動を行う。

2 部員は、会員の中から本人の希望か会長の推薦又は団体からの推薦で決定する。

3 部に、部長及び副部長を置く。

4 部長及び副部長は、部員の互選で選出する。

5 部長は、役員会並びに総会に事業結果を報告する。

(部間の調整)

第 18 条 部間の調整は、役員会で行う。

第 4 章 財務

(経 費)

第 19 条 協議会の運営に関する経費は、交付金及びその他の収入を持って充てる。

(会計年度)

第 20 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 雜則

(規約の変更)

第 21 条 この規約を変更するには、第 13 条の第 4 項にかかわらず、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(解 散)

第 22 条 協議会を解散する場合には、総会の議決に基づいて行うものとし、総会出席者の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(委 任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を得て、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成 25 年 3 月 9 日から施行する。

2 設立年度の役員の任期は、第 10 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日までとする。

3 設立年度の会計年度は、第 20 条の規定にかかわらず発足の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

4 この規約改正は令和2年度4月6日から施行する。

別表1、3 改正

第17条、)

別表1 (14条関係 代議員) 令和2年度 西都市 新区割り編成 妻区

妻 区	世帯数	代議員数	備 考
1	180	7	清水
2	238	8	鳥子・田中
3	286	7	久保鶴・田中
4	216	8	下尾筋
5	260	9	下筋・国分・上宮・松田
17	172	6	下妻・有吉町
18	168	5	平田・矢生町
19	204	7	小野崎・矢生町
20	134	5	右松町
21	202	6	右松村・栗野
22	140	5	菌元・三日市
23	93	4	赤池・今井
24	228	7	岡富・四日市
25	150	5	黒生野
26	38	2	現王島
計	2709	91	

別表3 (第17条関係 部会)

- 1 総務広報 部
- 2 防犯防災 部
- 3 健康福祉 部
- 4 環境対策 部

附則

この規約改正は、令和3年4月11日から施行する。(第14条5)